

都城市の振動にかかる規制

都城市では、振動規制法および都城市環境保全条例に基づき、『規制地域内』に特定施設を設置している工場又は事業場から発生する振動について、規制基準を定めています。

Q： 振動規制法ってどういうもの？

A： 振動規制法は、

- ① 工場及び事業場における事業活動に伴う振動について必要な規制
- ② 建設工事に伴う振動について必要な規制
- ③ 道路交通振動にかかわる要請の措置

を定めること等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

このうち①、②については、都道府県知事が『振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域』を振動規制地域として指定しています。

振動規制法では機械プレスや圧縮機等、著しい振動を発生する施設であって政令で定める施設を設置する工場・事業場が規制対象となり、市に届け出が必要になります。

◎ 特定施設に関する届出

規制地域内の特定施設については、下記の場合市長に届出が必要です。

- ① 特定施設を新しく設置するとき。(工事開始の 30 日前)
 - ② 特定施設の種類ごとの数を変更するとき。(工事開始の 30 日前)
 - ③ 特定施設の振動防止の方法を変更するとき。(工事開始の 30 日前)
 - ④ 特定施設の使用方法を変更するとき。(工事開始の 30 日前)
 - ⑤ 特定施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を変更したとき。(その日から 30 日以内)
 - ⑥ 特定施設を設置する工場・事業場の名称及び住所地の変更があったとき。(その日から 30 日以内)
 - ⑦ 特定施設のすべてを廃止したとき。(その日から 30 日以内)
 - ⑧ 特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けたとき。(その日から 30 日以内)
 - ⑨ 特定施設を設置する工場・事業場を相続又は合併したとき。(その日から 30 日以内)
- ※ 特定施設については次の表に該当するものが対象となります。

○ 特定施設

・振動規制法に基づく特定施設

特定施設	規模等
1 金属加工機械	① 液圧プレス（矯正プレスを除く） ② 機械プレス ③ せん断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る） ④ 鍛造機 ⑤ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る）
2 圧縮機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る
4 織機	原動機を用いるものに限る
5 コンクリートブロックマシン コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る 原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る
6 木材加工機械	① ドラムバーカー ② チッパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る）
7 印刷機械	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る
9 合成樹脂用射出成形機	すべてのもの
10 鋳型造型機	ジョルト式のものに限る

・都城市環境保全条例に基づく振動にかかる特定施設

特定施設	規模等
金属加工機械	機械プレス (呼び加圧能力が 30 重量トン未満のもの)
土石用又は鉱物用の切断機、 破碎機、摩碎機、ふるい及び 分級機	石材引割機 (すべてのもの)
その他の機械	① クーリングタワー (原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上のものに限る) ② 冷凍冷蔵機 (原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上のものに限る) ③ 天井走行クレーン ④ 門型走行クレーン ⑤ 自動式車両洗浄施設

・特定工場等の規制基準 (単位 : デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8~19 時)	夜間 (19~8 時)
第 1 種区域	60	55
第 2 種区域	65	60

第 1 種区域 良好的な住居の環境を保全するために特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域 住居の用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

※ 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における値です。

★問合せ先

都城市役所環境森林部環境政策課 環境保全担当

Tel : 0986 - 23 - 2130 FAX : 0986 - 23 - 2641

E-mail : seikatu@city.miyakonojo.miayazaki.jp